

特集

生活の質研究(QOL)と社会政策

社会政策研究 ㊦

I 「生活の質」の論理とその展開……………三重野卓 1000111

II 保健医療における「個人の価値観に基づくQOL尺度」の可能性と課題…田村 誠 1000111

III 高齢者のクオリティ・オブ・ライフ研究をめぐる論点……………杉澤秀博 1000111

IV 少子社会における「共生」の問題……………金子 勇 1000111

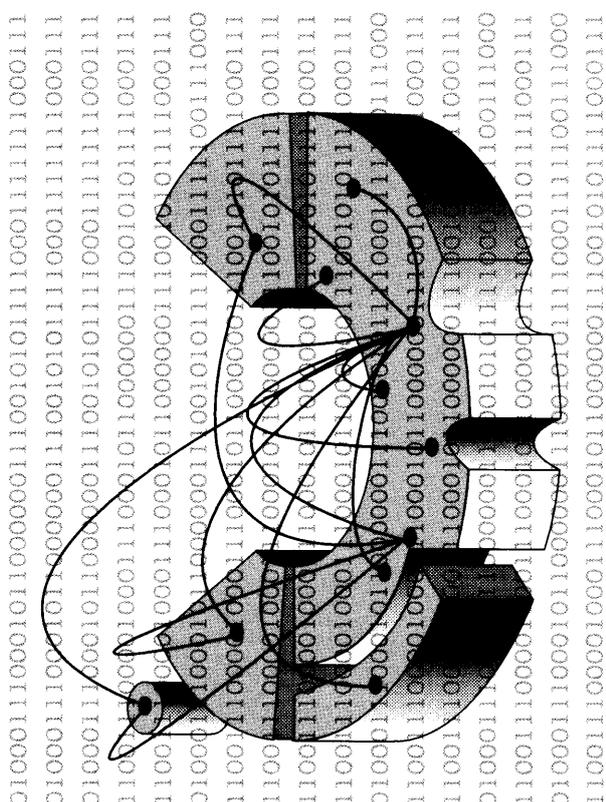
〈自由論文〉

I 英国NHSにおける疑似市場の展開……………長澤紀美子 1000111

II なぜアメリカに国民皆保険が存在しないのか?…山岸敬和、アダム・シャインゲル 1000111

III 高度経済成長長期における「保育政策レジーム」の形成過程……………金 智美 1000111

IV 社会政策における差異と連帯……………坏 洋一、金子 充 1000111



東信堂

社会政策における差異と連帯

坏 洋一・金子 充

社会政策研究 (vol.3 2002年11月) 抜刷

IV 社会政策における差異と連帯

坏 洋一・金子 充

本稿の目的は、「差異」の尊重と「連帯」の追求という一見すると両立し難い課題を社会政策がどのように引き受けるかを考察することにある。まず第一に「差異」と「連帯」という概念が社会政策の文脈においてどのように論じられているかを確認する。次に、リチャード・ローティとアンソニー・ギテンズの議論を援用しながら、「差異」と「連帯」の関係について考察する。最後に、福祉国家と福祉社会という二つの公共空間に関するモデルを示す。「差異」の尊重と「連帯」の追求を両立させるには、両公共空間を横断しうる社会政策が求められるというのが本稿の結論である。

I はじめに

現代では、階級・階層、ジェンダー、エスニシティ、年齢、障害、セクシュアリティ等の多様な「差異」を見据えながら、暮らしのなかであるいは社会づくりのなかで、どのように「連帯」していくか、またどうすれば「連帯」が可能なのかという問題がますます重要になっている。本稿の目的は、「差異の尊重」と「連帯の追求」という一見すると両立し難い課題を、社会政策がどのように引き受けただらよいかを理論的に考察することにある。

近年の規範理論や社会理論では、公共性、市民社会、市民権といった概念が再び注目されている。直接的に論じられてはいないが本稿の主題もこうした問題と深く関わっている。市民社会論の現代的テーマのひとつに、「人々

【Keywords】
差異、連帯

をひとつにまとめて『われわれ』を創出すると同時に、しかしこの同じ人々が独立して、彼らが共有するものだけでなく、彼らの差異においても互いを承認することができるようにする政治体」を形成するという課題がある(Walzer, ed. 1995=2001:98)。この課題は、「福祉国家」と「福祉社会」をそれぞれどのように設定するかという社会政策の主要な研究課題とも響き合っている(Robson 1976=1980; 武川 1999; Rodger 2000)。本稿では福祉国家と福祉社会とを公共空間と捉え、前者を政治空間、後者を社会空間として区別する(この点については4で説明する)。

われわれは「福祉国家が確かに連帯のひとつの術だった」として、それは制度を通しての連帯であった」ことを認識すべき時代にいる(藤村 1999:238)。このことを重く受け止めるなら、福祉国家と福祉社会という二つの公共空間のもとで、「差異」と「連帯」をともに視野におさめ得る社会政策のあり方を考えていく必要があるだろう。本稿での検討を通じ、そうした議論のための一歩を踏み出していければと考えている。

2 差異と社会政策

まずはじめに、社会政策において「差異」が注目されている意味を確認しておく。社会政策における差異をめぐる議論とは、端的にいえば、文化的・社会的な非対称がもたらす不利益や抑圧を問題化し、またその解決策を探求するものであるといえる。つまり、グローバル化した多元的社会において、人々が、ジェンダー、エスニシティ、身体などの面で違いをもっている(とみなされる)ことをあらためて確認し、そうした差異に伴う多様な利害関心や要求に関し、社会的な配慮や承認を広く求めていくことを主張する議論である。こうした差異への着目が、言語や文化に関わる認識論的議論を発端に、社会分析と引き分けジェンダー論やエスニシティ論を経て、社会政策研究にも持ち込まれてきたのである。

2.1 差異の議論による社会政策批判

N. フレイザー(Nancy Fraser)やD. テイラー(David Taylor)をはじめ、差異やアイデンティティをめぐる問題を社会政策の議論として取り上げている研究はいくつかある(Fraser 1996; Taylor 1998)。F. ウィリアムズ(Fiona Williams)もまた、差異の観点から英国の伝統的社会政策およびそのディシプリンに対して異議申し立てを行っている社会政策論者のひとりである。既存の社会政策のディシプリンを批判し、その乗り越えを図ろうとしているウィリアムズの議論は、とくにその視点と分析方法に関して、英語圏のみならずここからの社会政策研究に必要とされる重要な示唆を数多く含むでいるように思われる。そこで以下では、社会政策研究における差異をめぐる議論のエッセンスを、主にウィリアムズに依拠しながら抽出することにしたい。

ウィリアムズは、福祉国家における女性やエスニック・マイノリティの差別、抑圧、排除、貧困に関する問題に早くから注目してきた。彼女は、伝統的な社会政策が、ジェンダーやエスニシティ等の差異に関わる諸問題を無視していることや、女性やエスニック・マイノリティに固有の利害関心や要求に応じることに失敗している点、またそうした人々の搾取や抑圧そのものが国家による社会政策によって再生産されている点などを指摘してきた(Williams 1989:3)。

さらに、これまでの福祉国家や社会政策が単に差異の問題を無視してきたというよりも、むしろそれらが女性や家族、そしてエスニック・マイノリティの役割に関して、ある種の明確な態度をとりつづけてきた点について厳しい指摘をしている。すなわち、社会政策は男女の性別役割分担とエスニック・マイノリティの排除を前提として成り立っており、さらにそれを強化する方向で機能してきたという指摘である。

このように、ウィリアムズの分析では「家父長制的で人種差別的な資本主義を構成している福祉国家」というイメージが強く描かれている。彼女にいわせれば、ジェンダーとエスニシティの問題は福祉国家によって再生産されているのである(Williams 1989)。また欧米諸国では、「貧困者、低所得者、失業者を代表しているのは不本意にも女性およびアフリカ系エスニック・グ

グループ（原語は‘Black people’）である」と述べているように、「階級」の問題がジェンダーやエスニシティの問題と密接に関連していることへの着目も重要である（Williams 1989:xvi）。

人々の差異やアイデンティティに関わる特殊な利害関心に対して無配慮であったこれまでの社会政策を、ウィリアムズは「偽りの普遍主義（false universalism）」と批判している（Williams 1999:672）。福祉国家は「シテイズンシップ」や「平等」という理念のもとに普遍主義的な社会政策を展開してきたが、それらは、国民や家族といった特定の共同体を前提にし、またその秩序維持に寄与する権力関係や社会的役割を基礎に組み立てられたものであった。しかし、国民や家族といった共同体がゆらぎをみせる中で、人々が「社会的に分裂した（social division）」状態にあるならば、そのような人々の「同質性」を基本にした普遍主義的社会政策ではなく、諸個人の差異やアイデンティティとそれに関わる利害関心や要求を配慮し得る社会政策が求められてくるのである。

2.2 差異の非本質性

これまでの社会政策においても、差異やアイデンティティに配慮するという目的で、「障害者」「高齢者」「母子家庭」といったカテゴリー別のアイデンティティを基礎にした特別なプログラムが実施されてきたことも事実である。それは確かに差異／アイデンティティに配慮した社会政策であったといっても間違いではないだろう。

だが、こうした社会政策のプログラムについて議論する際に、社会政策が同定する「障害者」「高齢者」「母子家庭」といった個人や集団のカテゴリーが、所与のものではなく歴史的形形成物であるという認識がなされたり、またそれが社会政策の言説にもとづいて構築されたものであると理解されたりすることはほとんどなかった。社会政策の議論では「障害者」「高齢者」「母子家庭」といった特定の差異／アイデンティティが（さらには「国民」や「家族」といった集合が）、あたかもはじめから存在しているかのように強調されるのが一般的であったといえる。

ところが、アイデンティティとは一方で存在論的なものでありながら、もう一方でカテゴリーカルなものとしてあらわれる（Taylor 1998:329-50）。存在論的なものは、例えばある社会集団がひとつの目的をもって結束しているように、存在そのものがアイデンティティを表しているようなものを意味する。これは「本質主義」的なアイデンティティと呼ばれる。これに対してカテゴリーカルなものは、たいていの場合、社会政策の言説にもとづいて理解されているアイデンティティ、すなわち「障害者」や「エスニシティ」といった集合を表している。これは「構築主義」的なアイデンティティとして説明される（山森 1998:12; Williams 1999:680-2）。

このように、例えば「エスニシティ」のような差異／アイデンティティを本質的なものとして捉えてしまうことには限界がある。その理由についてウィリアムズは次の3点をあげている（Williams 1999:680-2）。

- ① エスニック・グループの間にも階層があることを捨象してしまう。
- ② 文化的な異質性に配慮が行きすぎること、その他に階級やジェンダーの問題が交差してくることが忘れられてしまう。
- ③ エスニック・グループのハイブリッド化が進んでいることを捉えきれない。

したがって、人々の差異／アイデンティティは構築的なものであり、また複合的なものであるという理解が求められる。こうした議論には、人間の本質を定めてしまうことと問題性を理解することのバランスの難しさがあらわれているといえよう。いずれにせよ、このような「差異の非本質性」の主張は、差異というものが、ジェンダー（男性／女性）、エスニシティ（エスニックマジョリティ／エスニックマイノリティ）、身体（健常／障害）、セクシュアリティ（異性愛／非異性愛）といった敵対性をはらんだ二項対立としてのみ示されるわけではないことを示唆している。

2.3 差異から連帯へ向かう契機

すでに述べたように、今日のように批判的なかたちで言及される以前から、社会政策の議論では差異やアイデンティティが重視されてきた。例えばこれ

まで「障害者」「高齢者」「母子家庭」といったカテゴリーカルなアイデンティティを基礎に、社会福祉の制度やサービスの体系が築かれてきたばかりでなく、さまざまなサービスを個々の利用者に適合するよう橋渡しすることがソーシャルワーカーの役割であると理解されてきた。さらに、ソーシャルワーカーでは援助過程における利用者の個別的な生活問題や必要への配慮がとりわけ重視されてきた。

しかしここで注意しておきたいことは、従来の社会政策にみられる差異／アイデンティティの強調は、「養育者・介護者としての女性」「依存的存在としての障害者や高齢者」といったたぐいの本質主義的な理解から完全に自由ではなかったという点である。つまり、社会政策における差異／アイデンティティとは、一般に本質主義的な理解によるものでしかなかったのである。

今日の社会政策批判は、こうした本質化を避けるかたちで福祉の政治の場（政治空間）において差異／アイデンティティを表明する意義を説いている。そして差異／アイデンティティの脱構築という課題を視野に入れながら、いかなる差異／アイデンティティが社会政策やソーシャルワークといった制度によって政治的に隠蔽あるいは再構成されているかを分析する必要性を示しているのである。

このような社会政策批判は、後述するように、敵対性を伴った差異を表明しつつその本質化を避けることで新しい連帯への道を切り開いていくものと考えられる。この議論に入る前に、社会政策との関わりで「連帯」という概念が注目を集めている現状と背景について整理しておきたい。

3 連帯と社会政策

連帯は「相互扶助と集合的な社会的行為という2つの意味」に解釈される概念である (Spicker 1995:2001:74)。社会連帯概念の母国フランスの哲学事典によれば、連帯は「自然的事実」としての人間どうしの相互依存関係を表すばかりでなく、道徳的・規範的な価値をも表す概念であるとされる (Julia 1994=1998)。この規範性という点について、わが国の社会保障や社会福祉の議論

も、連帯（社会連帯）は生存権とともに法理念や規範原理として言及されることが多いことは周知の通りである。以下、福祉国家ならびにそのもとの社会政策との関わりで、①連帯がどのように位置づけられてきたか、②連帯がどのような状況に置かれているのか、の二点を中心に整理する。

3.1 社会政策における社会連帯の位置

近年、わが国では社会保障への拠出・負担を国民に迫る根拠として世代間の「連帯」が強調されている (川本 1999)。いくつかの公文書においても、福祉国家体制や社会保障を支える基本理念として「連帯」（社会連帯、国民連帯）が掲げられている (総理府社会保障制度審議会事務局監修 1995:17; 21世紀に向けての社会保障編集委員会編 2001:25)。介護保険法の目的を述べた条文（第一節）にも「国民の共同連帯の理念」という記述がみられる。

またわが国の社会保障法研究において、社会連帯は生存権とともに福祉国家や社会保障を支える基本原理や理念として位置づけられている (高藤 1993)。堀は「国民国家の成立につれて国全体が一つの社会となり、この社会の構成員たる国民の相互扶助を行うものとして、社会連帯＝国民連帯の考えに立つ社会保障が成立」したと述べるとともに、生存権思想が「国民对国家の関係」に関わっているのに対し、社会連帯思想は「国民对国家の関係」に関わっていると指摘している (堀 1994:100-101)。他方、菊池は社会連帯が社会保障法の法原理・法理念としては曖昧であるとしながら、それが社会保障法の法関係を、国家一人の二項対立（国家対国民の関係）から、多様な社会の構成体（家族、企業、共同体）と法との関係へと拡張させていく契機をばらんでいる点を評価している (菊池 2000:138,255-256)。

こうしたいくつかの社会連帯の位置づけをみると、それらが「福祉社会」の概念と響き合い重なり合うことがわかる。社会連帯の理念的意義を重視する高藤は、福祉国家が「国家の介入によって成立した福祉社会」であるとして、「本来の社会連帯関係」の破壊と形骸化に警鐘を鳴らしている (高藤 1993:59)。そして、強制され歪められた社会連帯（福祉国家）のあり方を正すには、生存権保障システム（福祉国家）を支える自発的で本来的な社会連帯（福祉

社会)の回復・進展が不可欠であると主張する。さらにこの本来的・自然発生的な「社会連帯原理＝人間愛」は、「一国内だけではなく、今後の国際化社会においては、国際的規模に発展すべきもの」であり、「地球上に住むすべての人が、人間愛を根底において緊密に連携し、全世界的規模での生活保障体制を組織化する方向に向かうべきである」との展望を示している(高藤 1994:50)。

P.スピッカー (Paul Spicker) も同様に、国家福祉供給よりも「社会に本来そなわっている」連帯と、連帯を創出する社会プロセスとに重きを置いた福祉国家の一般理論を提出している(Spicker 2000)。スピッカーはその「あとがき」で、フランス流の社会政策概念(連帯、排除、社会的ネットワーク)とともに、福祉システムを政治活動ではなく互恵や協力がみられる社会プロセスによって基礎づけようとするビル・ジョーダンの仕事に強く影響されたと述べている(Spicker 2000:187)。このふたつの影響のもとスピッカーは、「福祉社会」をも包み込んだ福祉システムの全域を視野に納め、「一般理論」と呼ぶにふさわしい包括的な福祉国家像を描き出している。

しかし今日では、福祉国家における「強制された連帯」が危機に陥しているばかりでなく、それを支えたとされる「自発的で本来的な連帯」を追求することも難しくなっている。

3.2 連帯の現在：連帯、差異、敵対性

戦後福祉国家は、完全雇用を掲げるとともに、生活を脅かすリスクを連帯システム(国民連帯)を通じて分散させ一連の制度的な仕組みを整えてきた。こうした連帯テクノロジーとしての福祉国家体制のわが国は、社会政策による所得再分配やリスク分散を通じ、階級闘争や貧富の格差にもとづく人々の敵対関係を緩和ないし解消することによって理解できるだろう。

現在、ネオリベラルな福祉国家再編のもとで、社会連帯の掘り崩しが劇的に進められている。そのなかでは、福祉の恩恵に与る者(社会に依存する失業者・高齢者・「アンダークラス」など)と、その恩恵を与えらる者(稼働者・納税者・社会保険料拠出者など)との敵対性が声高に強調されるようになってい

く(岩谷 2002)。ネオリベラルな福祉国家再編のもとで強調されるこうした敵対性は、経済的社会的に「自立」できない・していない人々の抑圧や排除として社会分断につながるものとして警戒されねばならない。

他方、先に述べたように「差異」も敵対性と無縁ではない。無縁どころか、そこには福祉国家が克服しようとした貧/富や労/資には還元されない敵対性が潜んでいる。それは、ジェンダー(男性/女性)、エスニシティ(エスニックマジョリティ/エスニックマイノリティ)、身体(健康/障害)、セクシュアリティ(異性愛/非異性愛)などの多様な社会的・文化的差異に随伴する、二項対立的な敵対性である。

ただしこれらの敵対性は、やみくもにコンフリクトを煽り立てるものではないだろうし、ましてや直ちに排除や社会分断をもたらすものでもないだろう。差異が随伴している敵対性は、「社会」の構成を脅かすかもしれない対立の契機を潜在化させているものの、その本質化を回避すれば連帯を不可能にするものとはならないだろう。むしろその敵対性は、連帯するのは誰と誰なのか、また、なぜなのかを問い直すよう仕向けることで、新しい連帯と社会政策の可能性と必要性を示唆するものとして解釈できるのではなかろうか(Laclau & Mouffe 1985=1992:195-202)。

4 差異と連帯の社会政策を求めて：考察のための概念整理

ここまでの議論では、社会政策との関わりで「差異」と「連帯」が言及されるべき、何がどのように語られているかを中心に考察してきた。整理すると、まず「差異」に言及がなされる場合には、ジェンダー、エスニシティ、年齢、障害、セクシュアリティなど、社会的に構成される区分が「差異」と総称されていることがわかる。そのうえで、「差異」がはらむ二項対立図式(男性/女性、健康/障害など)における優位項と劣位項(社会的・文化的な多数派と少数派)との非対称がもたらす不利益や構造的抑圧が問題化されていることがわかるだろう。そしてわれわれは、これまでの社会政策が、①多様な差異とそれに伴う利害関心や要求を無視したり抑圧してきたこと、

②差異を取り上げる場合でも所与のものとして本質化されていること、について批判がなされていることを確認した。他方、社会政策との関連で「連帯」に言及がなされる場合には、第一に、「連帯」が社会保険の存立や保険料拠出を迫る根拠や、福祉国家や社会保障を支える基礎理念と位置づけられていることを確認した。第二に、福祉国家において制度化され強制された「連帯」が問題化されていることもみえた。そして最後に「差異」における二項対立が潜在化させている敵対性について、それはコンフリクトではなく新たな「連帯」の契機となるのではないかと指摘した。以下では以上を踏まえつつ、冒頭で提示した課題に立ち返り、福祉国家と福祉社会のもとで社会政策が「差異の尊重」と「連帯の追求」とをどのように引き受け、いかに両立させうるかについて考えていくことにしたい。

4.1 「差異と連帯」と「自律と共生」：ローティによる公私の峻別を超えて

差異を尊重するということは、人々の、とりわけ文化的・社会的少数派とされる人々の私的でユニークな利害関心や要求を承認し配慮することだと見える。これに対し、連帯を追求するということは、連帯当事者に共通する、したがって公共的な利害関心や要求にコミットすることだともいえる。もし「差異の尊重」と「連帯の追求」を両立させようとするならば、こうした相矛盾しうる利害関心や要求を調停するという課題を引き受けねばならないだろう。しかしR.ローティはその両立可能性ばかりでなく課題設定自体に根本的な異議を唱えている。

周知のようにローティは米国を代表する哲学者であるが、その政治学は「個人の自己実現と公共の関心事を論理的に結びつけようとする発想」への異議申し立てであるという特徴をもっている（渡辺1999:241）。それは「公共的なものと私的なものを統一する理論への要求を棄て去り、自己創造の要求と人間の連帯の要求とを、互いに同等ではあるが永遠に共認不可能なものともみなすことに満足」する政治学である（Rorty 1989=2000:5）。ローティにとって「連帯（=政治）」は、自己創造の要求と決して折り合いのつけられない、つまり共通のものさしが設定できない（共認不可能な）要求・企てであるとも

いわれている。したがってローティに従えば、固有で私的な関心事や要求へ対し、自己実現を要求する「差異の尊重」と、公共的な関心事への専心を求める「連帯の追求」とは互いに別個の営みであり、それらを両立させようとするのは不可能なことになる。

第一、ローティの胸を借りながら自説を述べてみたい。まず第一に、われわれは自己創造の要求としての「連帯」もありうると考えるところでローティに異議を唱える。というのも3.1で示した高藤らが述べている「自発的で本来自己創造」とは、こうした個人個人の私的な自己創造や自己実現の要求に関わり「連帯」であると思われるからである。そして自己創造の要求としての「連帯」を「共生」という概念を用いることを提案する。

第三に、ここでは「差異」を「連帯」と同じく公共的・政治的関心事となるべき概念とみなすことを提案する。これはローティの見解にも反しないはずである。というのも、ローティ自身、「差異」や「アイデンティティ」を論じる議論について、それが「古きよき平等主義的ユートピアの見取り図に陥る具体的な具体性を付与する」効果をもち、社会政策の展開とも密接に関わるべき民主主義的伝統の「死角」を正していくと述べているからである（Rorty 1999=2002:292-295）。

第三にわれわれは、このような意味での政治的「差異」には回収しきれない個人個人の私的でユニークな利害関心や要求の追求を、「自律」と名指すことを提案する。そのようにみなすことは「自律」の日常的な語感からみても自然ではないと思われる。

これらの提案をふまえていえば、「自律と共生」は「このように生きたい」という個人個人の私的な自己実現や願望を示す語彙の組み合わせとなる一方、「差異と連帯」は公共的・政治的関心事の討議に馴染みやすい語彙の組み合わせとなるだろう。

最後に、「自律」と「差異」の関係ならびに「共生」と「連帯」の関係をより明確にしておきたい。一般に政治の場（以下、政治空間と呼ぶ）では、公共的関心事をめぐる討議のために物事が抽象化される。この場合の抽象化とは、物事に関する記述を非人称化し一般的な内容へと共約することを意味する。

これは法律や制度をみれば明らかである。そしてわれわれは「自律」を、人々が具体性や人称性を保ちながら、自分自身に関する利害関心や要求を一般化・共約化させずに表明し追求することであると理解する。これに対し「差異」は、そうした利害関心や要求を抽象化（非人称化・一般化）して公共的関心事へと共約化したものであると理解する。「共生」と「連帯」の関係もこれと同じである。

また「自律・差異」と「共生・連帯」の違いは、利害関心と要求が「自己」を志向するか、「他者」を志向するかの違いである。そして志向される「自己」の記述（私・私たちとは何者か、何者になりたいか等）や「他者」の記述（その人たちは何者か、彼らといかにかかわるか等）が本質化されるとき、差異も連帯も自律も共生も本質化・実体化すると考えられる。

ローティが公共的関心事と峻別するよう要請するのは、ここである。「自律」と「共生」にあたるというだろう。この「自律・共生」が展開するのは、まったく私的（独我論的）な領域ではない。そもそもローティのいう私的領域が存立する余地は実際にどれほどあるのだろうか。いずれにせよ、われわれが想像しうる限りあらゆる局面に「他者」が存在していると思われ、そして私的領域においても「他者」の存在ゆえに他律や排除がもたらされ、それを回避しようと「自律」と「共生」が追求される。こうした次元を「社会空間」と呼び政治空間と区別するとして、この空間を切り捨てれば、「差異の尊重」と「連帯の追求」は両立できる。ローティもこれに同意するだろう。しかし社会政策は私的関心事、例えば高齢者の「生きがい」や市民の多様なボランティア活動あるいは「弱さ」「生きにくさ」を抱える人々の声と、その是非はともかく実際にかかわりをもつ以上、この社会空間を切り捨てるわけにはいかないはずである。政治空間と社会空間の両立はローティには無用であろうが、社会政策にとっては意義のある課題である。したがって次に、この「自律と共生」と「差異と連帯」との関係を考えてみたい。

4.2 「差異と連帯」と「自律と共生」との関係：ギデンスからの示唆

「差異と連帯」と「自律と共生」の間に何らかの関係を見出そうとする場

合、A キンズが「ユートピア的現実主義」を提唱するなかで示したアイディアを援用すれば、その目論見は達成できるだろう。この「ユートピア的現実主義」は、先行き不透明な現代社会のなかで、制度づくりや社会運動などによっていく際の基本指針となる社会理論モデルとして提出されている (Giddens 1990=1993:192-196)。

キンズは「ユートピア的現実主義」によって理想的な社会を築いていくには、「解放（不平等）の政治学」と「生きること（自己実現）の政治学」（それぞれ「解放政治」「生活政治」とする）との結びつきが必要だと主張する。両者は「不平等や隷属からの解放に関心を寄せる徹底的な社会参加」のことであり、伝統的な政治的課題を引き継ぐものとなっている。また後者は「すべての人にために、つまり、『別の人たち』など存在しないすべての人々のために、満ち足りた、また納得のいく生活を送ることができると主張する」というとすると、徹底的な社会参加のことであり、ハイモダニティ特有の「親善性の変容」に伴って現れた新しい課題である。なお「徹底的な社会参加」は、労働運動、市民運動、環境保護運動といった新旧の社会運動だけではなく、政治・経済・社会における（資源・権力・意味の面での）民主化・近代化の制度的に徹底することを広く意味している。

この「解放政治」と「生活政治」の関係についてギデンスの基本発想に依拠して整理すれば、まず「解放政治」による社会生活の改善が「生活政治」の意場を促し、さらに「生活政治」によって「解放政治」に新しい課題がもたらされる、といった再帰的で循環的な関係が想定されていると理解してよいだろう。この図式を援用すると、「自律と共生」は、個別的で私的な願望や要求に関わるという点で「生活政治」を記述するうえで重要な語彙として、「差異と連帯」は、公共的な関心事や要求に関わるという点で「解放政治」を記述するうえで重要な語彙として位置づけることができる。このように理解するならば、「自律と共生」と「差異と連帯」の間には「解放政治」と「生活政治」との関係と同様、それぞれが再帰的・循環的に展開していくという関係が見出される。

4.3 福祉国家と福祉社会の分析モデル

最後に、以上の議論をまとめると福祉国家と福祉社会に関するモデルを設定し、公私の関心事をどのように両立させるかを考察するための枠組を描いてみたい。ここまで述べてきた「差異と連帯」－「解放政治」と「自律と共生」－「生活政治」という組み合わせを、福祉国家と福祉社会という二つの公共空間に接続するならば、**図1**のようなモデルが描ける。以下、荒削りではあるが当モデルが意図していることを述べる。

第一にこのモデルは、政治空間としての福祉国家では、多様な生の構想や自己創造に関する政治的表現としての「差異」が、社会正義のもとで調整・調停され、その結果「連帯」が創造されることを意図している。つまり連帯による「社会正義」の追求が規範的に志向される。そして「差異」に伴伴する敵対性（とくに旧来の貧富や労資の二項対立）の緩和や解決が図られていく。これらは、伝統的な課題である「解放政治」が押し進められていく過程について述べられている。

第二に、社会空間としての福祉社会では、多様な生の構想や自己創造がそれぞれ対等なかたちで追求され、とくに社会正義が規範的に志向される契機をばらんではないことを意図している。福祉社会は「生活政治」の過程でもある。ここでは「共生」は「共生」として、「自律」は「自律」として、どちらかが何かに還元されたり共約されたりすることも、また何らかの利害関心や要求が特権化されることもなく、より快適な生活を望むすべての人々の望ましが同等に認められる状態が追求されていく。また差異が随伴する

公共空間	課題	規範志向
福祉国家	解放政治	差異と連帯（正義の追求）
福祉社会	生活政治	自律と共生（善・卓越の追求）

図1 福祉国家と福祉社会の分析モデル

第三に、公共空間として潜在化されている。このように福祉社会では「正義」でなく、各人の私的な利害関心や要求、いってみれば「善」あるいは「卓越」が規範的に志向されることになる。なおこの点については塩野谷(2009)による福祉の規範理論を吟味する必要があるだろう。

第四に、「解放政治」は福祉国家に期待されてきた課題と重なり、「生活政治」は福祉社会に期待されていく課題と重なるとするならば、福祉国家の課題と福祉社会の課題は「解放政治」と「生活政治」との関係と同様、再帰的・循環的に展開していくことになる、と想定されている。

以上が当モデルが意図するものである。このモデルをふまえ、社会政策が私の関心事をどのように両立させるかについて考えを述べることで本稿の結論としたい。

結論

本稿の目的は、「差異の尊重」と「連帯の追求」という一見すると両立し難い課題を、社会政策がどのように引き受けるかを考察することにある。

しかし「差異」と「連帯」を両立させようとするならば、公私の利害関心と要件の何らかのあたりで調停しなければならぬ。4ではこの難問について、私的関心事と公共的関心事を区別すべきだとするローティの胸を借りつつ、「差異と連帯」が私的関心事と公共的関心事と関わり「自律と共生」が私的関心事と関わるものとして定式化された。4.2ではギデンズによる「解放政治」と「生活政治」というアイディアを採用し、それぞれと「差異と連帯」「自律と共生」との関わりを指摘し、これら4の組み合わせの間に再帰的で循環的な関係を見出した。そして4.3では4のまとめとして福祉国家と福祉社会という二つの公共空間に関する分析モデルを提出した。

以上まで先送りにされてきた問題は、ローティが提起した公私の関心事にそれぞれ峻別に抗して、社会政策がそれをどのように両立させられるか、といふ点である。この点に関して一点だけ希望的観測を述べてみたい。

福祉国家と福祉社会という二つの公共空間の間の再帰的展開は、放っておけば進んでいくものではないといえる。良かれ悪しかれ、その再帰的展開を促すエージェントのひとつが社会政策であると考えられる。そして横断的社会政策には、公的関心事と私的関心事、とりわけ公私の必要解釈（必要の見方・決め方・満たし方）における共約不可能性を前にして、意図的で具体的な対処が迫られていく。この横断的社会政策のプラグマティックな取り組みにより、意図した通りの結果が得られるわけではないにせよ、公私の関心事を両立させる糸口を漸進的に見出していけるのではないかと考えられる。

ただし、福祉国家と福祉社会に再帰的展開を促すとき、横断的社会政策には、必要の被充足主体と充足主体に関する非本質的な理解および記述が不可欠になるであろう。というのも、必要を満たし満たされる「自己」（私・我々）や「他者」（彼・彼ら）が何者であるかを常に反省的に捉え記述しなければ、公共的関心事（差異・連帯）の追求も私的関心事（自律・共生）の追求も、政治空間においてであれ社会空間においてであれ、そこでの既存の言説編制や権力関係を再生産するだけになると考えられるからである。

※本稿は基本的に共著である。ただし、2は金子が、3は仄が担当した。

また、査読者からの丁寧なコメントとアドバイスがなければ本稿は完成に至らなかつた。心から感謝したい。

文献

- Connolly, William. E., 1991, *Identity/Difference; Democratic Negotiations of Political Paradox*, Cornell University Press (=1998, 杉田敦・齋藤純一・権左武志訳『アイデンティティ／差異：他者性の政治』岩波書店)
- Drover, Glenn and Patrick Kerans, 1993, *New Approaches to Welfare Theory*, Edward Elgar.
- Ehrenberg, John, 1999, *Civil Society: The Critical History of an Idea*, New York University Press. (=2001, 吉田傑俊監訳『市民社会論：歴史的・批判的考察』青木書店)
- Fitzpatrick, Tony, 2001, *Welfare Theory: An Introduction*, Palgrave.
- Fraser, Nancy., 1996, *Equality, Difference and Radical Democracy*, Trend, David (ed.) *Radical Democracy: Identity, Citizenship and the State*, Routledge (=1998, 岡野八代訳「平等、差異、ラディカル・デモクラシー」佐藤正志・飯島昇蔵・金田耕一(ほか)訳, 所収) 藤村正之, 1999, 『福祉国家の再編成』東京大学出版会

- Caldens, Anthony, 1990, *The Consequences of Modernity*, Polity Press. (松尾精文・小幡正志訳, 1993『近代とはいかなる時代か? : モダニティの帰結』而立書房)
- 1994『社会保障法総論』東京大学出版会
- Daloz, Didier (ed.), 1994, *Dictionnaire de la Philosophie*. Larousse. (=1998, 片山寿昭・山形博一・荻田清一監訳『ラールース哲学事典』弘文堂)
- 大石史, 1999『社会保障と世代間連帯：制度と倫理のつなぎ目』『世界』第659号, 岩波書店, 47-51
- 大石史, 2000『社会保障の法理念』有斐閣
- Labian, Firnest and Chantal Mouffe, 1985, *Hegemony and Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, Verso. (=1992, 山崎カヲル・石澤武訳『ポスト・マルクス主義政治：根元的民主主義のために』大村書店)
- 山崎カヲル, 2001『21世紀に向けての社会保障』中央法規出版
- 山崎カヲル, 2002『社会保障の法理念』中央法規出版
- Labian, Martin and Sue Penna, 1998, *Theorising Welfare: Enlightenment and Modern Society*, SAGE.
- Labian, William, 1976, *Welfare State and Welfare Society*, George Allen and Unwin (=1980, 土清明・星野信也訳『福祉国家と福祉社会』東京大学出版会)
- Labian, John J., 2000, *From a Welfare State to a Welfare Society: the Changing context of Social Policy in a Postmodern Era*, Macmillan.
- Porty, Richard., 1989, *Contingency, Irony and Solidarity*, Cambridge University Press. (=2000, 齋藤純一・山岡龍一・大川正彦訳『偶然性・アイロニー・連帯：リベラル・ユーロピアの可能性』岩波書店)
- Porty, Richard., 1999, *Philosophy and Social Hope*, Penguin Books. (=2002, 須藤訓任・渡辺啓一訳『リベラル・ユーロピアという希望』岩波書店)
- 津田, 2000『公共性』(思考のフロンティア) 岩波書店
- 津田, 2002『対抗的世代公共圏』『現代思想』第31巻第6号
- 津田, 2002『経済と倫理：福祉国家の哲学』東京大学出版会
- 津田, 2002『社会保障制度審議会事務局監修, 1995『安心して暮らせる21世紀の社会を目指す』：社会保障体制の再構築に関する報告』法研
- Gooder, Paul, 1995, *Social Policy: Themes and Approaches*, Prentice-Hall. (=2001, 武川正一・土村泰裕・森川美絵訳『社会政策講義：福祉のテーマとアプローチ』有斐閣)
- 津田, 2000, *The Welfare State: A General Theory*, Sage.
- 津田, 1998『福祉社会と社会保障』地主重美・堀勝洋編『社会保障読本[第2版]』青木書店
- 津田, 1993『社会連帯の法理と福祉国家』『社会労働研究』第40巻第1・2号
- 津田, 1994『社会保障法の基本原理と構造』法政大学出版局
- 津田, 1999『福祉社会の社会政策 続・福祉国家と市民社会』法律文化社
- 津田, 2001『福祉社会：社会政策とその考え方』(有斐閣アルマ) 有斐閣
- Labian David, (ed.), 1996, *Critical Social Policy: A Reader*, Sage.

- , 1998, *Social Identity and Social Policy: Engagements with Postmodern Theory*, *Journal of Social Policy*, 27 (3), 329-350.
- Trend, David, (ed.), 1996, *Radical Democracy: Identity, Citizenship and the State*, Routledge (=1998, 佐藤正志・飯島昇蔵・金田耕一訳『ラディカル・デモクラシー: アイデンティティ、シテイズンシップ、国家』三嶺書房)
- Walzer, Michael, et al. (ed.) (1995) *Toward a Global Civil Society*, Berghahn Books. (=2001, 石田淳ほか訳『グローバルな市民社会に向かって』日本経済評論社)
- 渡辺幹雄, 1999, 『リチャード・ローティ: ポストモダンの魔術師』春秋社
- Williams, Fiona, 1989, *Social Policy: A Critical Introduction*, Polity Press.
- , 1994, 'Social Relations, Welfare and the Post-Fordism Debate', in Burrows, Roger and Brian Loader, (eds.) *Towards A Post-Fordist Welfare State?*, Routledge, 49-73.
- , 1996, 'Postmodernism, Feminism and the Question of Difference', in Parton, Nigel, (ed.), *Social Theory, Social Change and Social Work*, Routledge, 61-76.
- , 1999, 'Good-enough Principles for Welfare', *Journal of Social Policy*, 28 (4), 667-687.
- 山森亮, 1998 「福祉国家の規範理論に向けて: 再分配と承認」『大原社会問題研究所雑誌』473号, 1-17
- , 2000 「福祉理論: アマルティア・センの必要概念を中心に」有賀誠・伊藤恭彦・松井暁編『ポスト・リベラリズム: 社会的規範理論への招待』ナカニシヤ出版, 163-179
- , 2001 「必要と公共圏」『思想』No.925, 2001年6月号